

第10期中野区健康福祉審議会	2023/9/26	資料2-2
第2回 全体会		

第10期中野区健康福祉審議会 地域福祉・成年後見部会 報告書 概要

区は、中野区地域福祉計画及び中野区成年後見制度利用促進計画の改定にあたり、令和5年4月、「同計画に盛り込むべき基本的な考え方」等について、第10期中野区健康福祉審議会へ諮問した。

これを受け、令和5年4月から9月までの期間に同審議会地域福祉・成年後見部会で審議した内容を、報告書としてまとめたものである。

第1章 中野区地域福祉計画に盛り込むべき基本的な考え方について

1 地域活動への参加促進と担い手について

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、多種多様な主体が地域活動に取り組むことが求められる。地域活動に新たに参加しようとする区民をサポートし、新たな地域の担い手になれる仕組みづくりが必要である。

- ・地域活動への意識の醸成
- ・若年層へのきっかけづくり
- ・様々な世代の担い手促進
- ・地域課題を解決する多様な担い手

2 包括的な相談支援について

少子高齢化やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化等、地域生活における課題は多様化・複雑化している。全ての区民に対し、個々の置かれている状況や特性を踏まえ、多様化・複雑化する相談を包括的に受け止める体制の整備が必要である。

- ・包括的相談支援体制の整備・強化
- ・アウトリーチ型支援の強化

3 子ども・若者に対する支援について

児童虐待、不登校、いじめ、自殺など子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境が大きく変化している中で、家庭や学校以外の多様な居場所づくりが必要である。また、子どもの育ちや子育て家庭を地域全体で見守り、支える環境を整備することが重要である。

- ・安全・安心な居場所づくり
- ・子育て支援を担う人材の育成
- ・貧困による教育格差の解消
- ・より充実した連携体制の確保
- ・ヤングケアラーへの取組

4 障害者の福祉について

障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、障害の特性に応じた多様なニーズに対応したサービスを用意し、継続したサービス提供体制の構築が必要である。

- ・地域生活を支える資源の整備
- ・就労に向けた支援
- ・人材の確保、育成、定着支援

5 高齢者の福祉について

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けられるために、身近な地域における相談支援体制を充実させ、交流やつながりが生まれる環境づくりに取り組む必要がある。

- ・認知症施策の推進
- ・住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくための環境づくり
- ・高齢者の相談支援体制の整備
- ・虐待防止施策の充実

6 生活困窮者への支援について

生活保護が必要な区民に対し、適切かつ迅速に保護を行えるようにしていくことが重要である。

- ・利用者に対する差別意識の排除
- ・自らSOSを発することができない区民に対する支援体制
- ・包括的な自立支援の推進

7 性の多様性の理解と支援について

多様な生き方や個性、価値観を受け入れることのできる地域社会の実現に向けた取組を推進する必要がある。

- ・理解の促進
- ・区の相談体制の周知及び充実
- ・住宅確保への支援

8 多文化共生社会の推進・構築について

区の外国人人口は、区全体人口のおよそ5.4%を占めている。今後、外国人住民のさらなる増加が見込まれる中、多文化共生施策の一層の充実が必要である。

- ・多文化共生の意識啓発
- ・外国人の社会参画への取組
- ・相談支援体制の充実
- ・外国人に対する案内の充実
- ・庁内における連携体制の構築

9 犯罪被害に遭った方への支援について

犯罪被害に遭い支援を必要とする被害者やその家族が地域で安心して住み続けられるよう相談支援体制を整備し、犯罪被害に対する正しい知識や理解の増進を図る必要がある。

- ・相談支援体制の強化
- ・相談窓口につながりやすくするための方策
- ・切れ目のない支援
- ・相談窓口の普及啓発
- ・犯罪被害に対する理解の増進

10 再犯防止の推進について

再犯者の割合は上昇傾向にあり、検挙人員の半数以上を再犯者が占めている。犯罪をした者等の孤立を防止し、地域社会の一員として早期に社会復帰できるよう、再犯防止に向けた取組を推進していくべきである。

- ・再犯防止に関する普及啓発
- ・安定的な就労先の確保
- ・保護司等を含めた幅広い連携体制

11 安定的な住宅確保に向けた支援について

住居は生活の基盤である。誰もが地域において安定した生活を送ることができるように居住支援体制の確立を目指した取組が必要である。

- ・民間賃貸住宅のオーナーに対する意識醸成及び普及啓発
- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進
- ・居住支援施策の普及啓発

第2章 中野区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき基本的な考え方について

1 制度の利用促進について

早い段階で権利擁護サービスの利用や、将来のことを考えておくことが重要である。また、制度についてはわかりにくいという声が多くあることから、制度の何がわかりづらいのか等を掘り下げ、その結果を利用促進に生かすことも重要である。

2 制度の普及啓発について

制度の認知度は年々減少しているため、成年後見制度は生活を守ってくれる制度であることをわかりやすくアピールすることが重要である。

3 市民後見人（社会貢献型後見人）の活躍支援及び法人後見の推進について

市民後見人の受任の基準を見直すなど積極的にその活用を図るとともに、活躍の場も広げていけるよう支援していくことが必要である。さらに、法人後見を実施している、あるいは実施を考えている団体に対して支援を行い、法人後見を推進していくことが重要である。